

違法設置の疑いのある昇降機の緊急点検の実施について

平成 24 年 12 月 21 日

住宅局建築指導課

1. 概要

違法設置エレベーター対策をさらに進めて行くため、過去に事故を起こした違法設置エレベーターに使用されていた製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの緊急点検を実施する。

2. 内容

平成 21 年 4 月 20 日(金)に、青森市の倉庫に設置された小規模な昇降機において、従業員が昇降機に乗り荷物を 1 階から 2 階へ運ぼうとして、かごの鉄製柵と 1 階の天井部に挟まれて、死亡するという事故が起きました。当該昇降機については、当時の青森市の調査で、建築確認申請された記録がなく、設計者・施工者が不明であり、また、昇降路に壁や囲いが無いなど建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

同様の事故防止の観点から、当該昇降機に使用されていたリフトを製造・出荷した鈴木製機(株)の製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの緊急点検を行うよう、本日(12 月 21 日)付けで、別紙のとおり、特定行政庁に対して通知いたしましたのでお知らせします。なお、ほとんどの設置場所が、工場、倉庫等となっています。

国土交通省としては、緊急点検の結果、違法が確認されたものについては、特定行政庁を通じて使用停止や早期是正を求めています。

また、国土交通省では、違法設置エレベーターに関する情報提供をお願いしています。

「国土交通省ホームページトップページ」 → 「違法エレベーター通報受付」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係長 鳥谷 修平 (内線39568)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630